

山形県公立小中学校事務職員研究協議会西置賜支部会則

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は山形県公立小中学校事務職員研究協議会西置賜支部と称する。

(事務局)

第2条 本会の事務局は、会長の指定するところにおく。

(目的)

第3条 本会は学校事務の研究に努め、会員の資質の向上を図り、県教育の振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 学校事務の研究及び調査に関すること。
- (2) 研究大会、研修会の開催及び参加等に関すること。
- (3) その他本会の目的達成のために必要なこと。

第2章 組 織

(会員)

第5条 本会は西置賜公立小中学校に勤務する事務職員をもって構成する。

第3章 機 関

(機関の設置)

第6条 本会に次の機関をおく。

1. 総会 2. 理事会 3. 役員会 4. 専門部会 5. 事務局会
- 2 総会は理事会をもって兼ねることができる。

(理事会)

第7条 理事会は会長、副会長、理事、各専門部長、事務局員をもって構成し、次の事項を審議承認する。

- (1) 会則の改廃に関すること。
- (2) 役員に関すること。
- (3) 事業の運営に関すること。
- (4) 予算及び決算に関すること。
- (5) その他本会の運営に関すること。

(役員会)

第8条 役員会は会長、副会長、専門部長、事務局員をもって構成し、理事会提案事項を審議及び承認する。

(専門部会)

第9条 本会事業の目的達成のため、専門部をおく。

2 専門部の組織及び運営は別に定める。

(事務局会)

第10条 事務局会は会長、副会長、事務局員で構成し、会務運営の企画立案にあたる。

第4章 役員

(役員)

第11条 本会に次の役員をおく。

- | | |
|---------|-------|
| (1)会長 | 1名 |
| (2)副会長 | 1名 |
| (3)理事 | 各市町1名 |
| (4)専門部長 | 各1名 |
| (5)監事 | 2名 |
| (6)事務局員 | 若干名 |

(任務)

第12条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1)会長は本会を代表し、会務を統括する。
- (2)副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はその職務を代行する。
- (3)理事は各市町を代表し、理事会の審議事項の解決にあたる。
- (4)各専門部長は専門部活動の推進と部の運営にあたる。
- (5)監事は本会の会計を監査する。
- (6)事務局員は会長の指示を受け、会務を処理する。

(選出)

第13条 役員を選出は次のとおりとする。

- (1)会長、副会長、専門部長、監事は役員会において選出し、理事会で承認する。
- (2)理事は各市町の代表があたる。
- (3)事務局長及び事務局員は会長が委嘱する。

(任期)

第14条 役員の仕事は1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員により補充された役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

第5章 経費

(会費)

第15条 本会の経費は会費その他の収入をもってあてる。

(会計年度)

第16条 本会の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

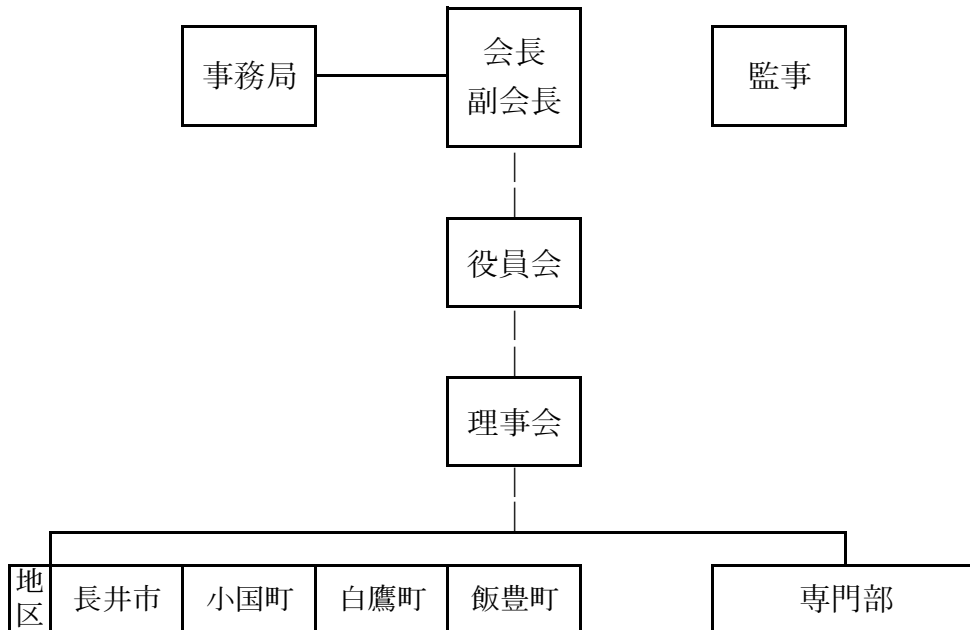
第6章 そ の 他

(内規)

第17条 本会の運営に必要な事項は内規によるものとする。内規は理事会において決定し、総会の承認を受ける。

附則 本会は平成18年3月4日から施行する。

組織図



山形県公立小中学校事務職員研究協議会 西置賜支部 運営内規

山形県公立小中学校事務職員研究協議会西置賜支部規約第17条により次のとおり定める。

- 1 第7条関係 理事会には当分の間現職の各班長も参画する。
- 2 第11条関係 専門部長は現職の研究推進委員2名をもって当てる。